

第1回（仮称）魚津市観光地域づくり法人（DMO）設立準備会

日時 令和5年10月30日(月) 16:00～

場所 魚津市役所 4階 第1委員会室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. （仮称）魚津市観光地域づくり法人（DMO）の設立に向けて

- (1) 観光地域づくり法人設立の趣旨 (資料①)
- (2) 昨年度事業の振り返り (資料②)
- (3) 観光地域づくり法人設立に向けた検討事項 (資料③)

4. その他

- ・今後の流れ、検討事項 (資料④)

5. 閉会

(仮称) 魚津市観光地域づくり法人 (DMO) 設立準備会 会則

(名称)

第1条 この会は、「(仮称) 魚津市観光地域づくり法人 (DMO) 設立準備会 (以下「準備会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 準備会は、魚津市が一体となった『地域で稼ぐ』観光地域づくりを実践していく上で、その中心的な役割を担う組織である「(仮称)魚津市観光地域づくり法人 (DMO) (以下「観光地域づくり法人」という。)」の設立とその法人の効果的かつ持続的な運営に向け、必要な事項の検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 準備会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) 観光地域づくり法人の設立の目的や役割、手続き等の検討に関する事
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事
- (3) その他目的を達成するために必要な事項の検討に関する事

(役員)

第4条 準備会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 その他、必要に応じて、専門的な知見を得るため、アドバイザーを置くことができる。

(役員を選出)

第5条 準備会の役員は、委員の互選により選出する。

- 2 役員任期は準備会開催から令和6年3月31日までとする。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 準備会の事務を処理するため、事務局を産業建設部商工観光課内に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、令和5年10月30日から施行する。

(仮称)魚津市観光地域づくり法人設立準備会 名簿

No.	種別	組織	役職	氏名
1	観光団体	魚津市観光協会	会長	木下 荘司
2	商工団体	魚津商工会議所	会頭	大愛 高義
3	観光事業者	(一財)魚津市施設管理公社	理事長	堀 昭禎
4	宿泊事業者	ホテル旅館業組合	副組合長	清河 哲士
5	交通事業者	魚津タクシー協会	会長	谷川 悠
6	産業団体	魚津市農業協同組合	代表理事組合長	松崎 映憲
7	産業団体	魚津市漁業協同組合	代表理事組合長	浜住 博之
8	産業団体	新川森林組合	代表理事組合長	吉田 譲
9	観光事業者	(株)魚津シーサイドプラザ	代表取締役社長	水白 均
10	飲食事業者	魚津飲食業組合	組合長	早川 隆幸
11	地域団体	魚津市自治振興会連合会	会長	米澤 賢太郎
12	観光団体	観光ボランティアじゃんとこい	会長	伊東 清隆
13	アドバイザー (県域DMO)	(公社)とやま観光推進機構	事務局長	前佛 聡